

令和7年12月11日 開会
令和7年12月 日 閉会

令和7年第4回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議案目次

議案第1号	江差町立保育所条例の一部を改正する条例について	P 1
議案第2号	江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	P 3
議案第3号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	P 5
議案第4号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	P 7
議案第5号	江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について	P 19
議案第6号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第16号）について	P 21
議案第7号	令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について	P 49
議案第8号	令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	P 61
議案第9号	令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	P 73
議案第10号	令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について	P 87

議案第1号

江差町立保育所条例の一部を改正する条例について

江差町立保育所条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和7年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

既存施設の老朽化と多様な保育ニーズに対応するため、水堀保育園と日明保育園を統合し、令和8年4月1日より新たにたばかぜ保育園を開設することから、江差町立保育所条例を改正するもの。

江差町立保育所条例の一部を改正する条例

江差町立保育所条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「

水堀保育園	檜山郡江差町字水堀町136番地
-------	-----------------

」を「

たばかぜ保育園	檜山郡江差町字伏木戸町484番地
---------	------------------

」に改め、同条表中「

日明保育園	檜山郡江差町字尾山町126番地
-------	-----------------

」を削る。

第4条中「水堀」を「たばかぜ」に改め、「日明保育園 35人」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 号

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改
正するものとする。

令和 7 年 1 月 11 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行に伴い、江差町放課後児童健全
育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、
次のように改正するものとする。

令和7年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、江差町特定教育・保育
施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例18号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正する
ものとする。

令和7年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を
改正するもの。

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」の次に「第6章 乳児等通園支援事業（第49条—第55条）」を加え、「第6章 雜則（第49条）」を「第7章 雜則（第56条）」に改める。

第1条中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第2条中「（9）」の次に「（10） 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。」を加える。

第3条第1項中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を、「いう。」の次に「又は乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）」を、「保育」の次に「又は乳児等通園支援」を加える。

第4条の見出し中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第1項中「いう。」の次に「又は乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）」を加え、同条第2項及び第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第5条の見出し及び同条第1項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第2項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を、「当該家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同条第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を、「保育」の次に「又は乳児等通園支援」を加え、同条第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第5項中「第1項において同じ。」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加え、同条第6

項中「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加える。

第7条の見出し及び同条第1項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第7条の2第1項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を、「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を、「当該家庭的保育事業所等」の次に「又は当該乳児等通園支援事業所」を、「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を、「訓練その他家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）又は乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第8条の見出し中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第9条の見出し及び同条第1項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第2項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第10条中「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を、「保育」の次に「又は乳児等通園支援」を、「当該家庭的保育事業所等」の次に「又は当該乳児等通園支援事業

所又は乳児等通園支援事業所」を加える。

第11条中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第12条中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第14条第1項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第2項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を、「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加え、同条第3項中「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

第15条の2 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

第16条第1項中「前条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第18条の見出し中「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加え、同条中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第2号及び第4号中「保育」の次に「又は乳児等通園支援」を加え、同条第7号中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同条第11号中「その他家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第19条の見出し及び同条第1項中「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加える。

第20条中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第2項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第21条第1項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を、「行つた保育」の次に「又は乳児等通園支援」を加え、同条第2項中「市町村」を「町」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 乳児等通園支援事業者は、その行つた乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第28条第7号イの表中「

4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、

	<p>バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	---

」を「

4階以上 の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同

じ。)」を加える。

第43条第8号イの表中「

4階 以上 の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

」を「

4階 以上 の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p>

	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

」に改める。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、場合には、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第49条中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条を第56条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 乳児等通園支援事業

（乳児等通園支援事業の区分）

第49条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて、次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準）

第50条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児

室又はほふく室及び便所を設けること。

- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		<p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上 の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理

が施されていること。

(職員)

第51条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第52条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第53条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第54条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働

省令第61号) (居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第55条 第52条及び第53条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第52条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第53条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について

江差町港湾管理条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 7 年 1 月 11 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

港湾使用料の算定方法の見直しを行うため。

江差町港湾管理条例の一部を改正する条例

江差町港湾管理条例（昭和29年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表（第9条関係）の表中

「

2 物揚場及び 荷捌地使用料 (上屋を含む。)	港湾内、船揚場、津花船揚場を含む。 1 1平方メートルにつき <u>1日ごとに3円</u> 備考 <u>1平方メートル未満は1平方メートルとする。</u> 2 電柱及び広告料など 電柱1本につき 年 250円 広告料1カ所につき 年 1,170円 備考 1年未満は1年とする。
-------------------------------	--

」を

「

2 物揚場及び 荷捌地使用料 (上屋を含む。)	港湾内、船揚場、津花船揚場を含む。 1 1平方メートルにつき <u>使用開始日から15日まで1日ごとに3円</u> <u>16日以降1日ごとに4円</u> 備考 <u>1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</u> 2 電柱及び広告料など 電柱1本につき 年 250円 広告料1カ所につき 年 1,170円 備考 1年未満は1年とする。
-------------------------------	---

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第6号

令和7年度江差町一般会計補正予算（第16号）について

令和7年度江差町一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ69,871千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,252,508千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和7年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和7年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	生活交通路線等維持費補助事業	10,138					10,138	
総務費	諸費	令和6年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還	10,774					10,774	
総務費	諸費	令和6年度障害者医療費国庫負担金返還	6,331					6,331	
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療広域連合負担金(令和6年度市町村療養給付費負担金の確定及び精算分)	11,632					11,632	
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療費特別会計繰出金(子ども・子育て支援金制度対応システム改修)	1					1	
民生費	老人福祉費	介護保険特別会計繰出金(令和7年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業)	385					385	
民生費	国民年金事務費	国民年金事務(総合行政システム改修(制度改正対応))	401					401	
民生費	介護支援施設費	在宅型総合福祉施設管理(燃料費)	929					929	
民生費	常設保育所費	常設保育所運営(自動体外式除細動器(AED)整備事業)	612				500	112	
衛生費	予防費	妊婦のための支援給付(健康管理システム改修)	559	333				226	
土木費	河川総務費	豊部内川河床低下防止工事(下流)	70,000			70,000			
土木費	都市整備事業費	町会所会館維持管理(燃料費)	341					341	
消防費	災害対策費	Jアラート受信機更新及びアンテナ分離工事	9,867			9,800		67	
教育費	文化会館管理費	文化会館管理(文化会館指定管理)	5,215					5,215	
教育費	文化会館管理費	文化会館管理(吸収式冷温水発生機修繕)	1,430					1,430	
教育費	体育施設費	運動公園管理(テニスコート中央フェンス柱修繕)	977					977	
小計(一般補正)			129,592	333		79,800	500	48,959	
総務費	企画費	北の江の島構想推進(モニタリング支援業務)	▲ 2,090				▲ 2,000	▲ 90	
総務費	企画費	伝統文化のまちづくり共創型空港アクセス改善事業	▲ 608					▲ 608	
総務費	企画費	コミュニティプラザえさし(エコー)管理	▲ 746					▲ 746	

令和7年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	戸籍住民登録費	戸籍総合システム改修(氏名の振り仮名通知サービス業務委託)	▲ 615	▲ 615					
総務費	統計調査総務費	各種統計調査	▲ 475		▲ 475				
民生費	社会福祉総務費	子どもの未来応援事業	▲ 1,000				▲ 1,000		
民生費	社会福祉総務費	定額減税調整給付金不足額給付事業	▲ 7,090	▲ 7,090					
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療特別会計繰出金	▲ 1,054					▲ 1,054	
民生費	障害者福祉費	障害者医療給付	▲ 4,000	▲ 2,000	▲ 1,000			▲ 1,000	
民生費	常設保育所費	常設保育所運営(かもめ保育園冷蔵冷凍庫整備事業)	▲ 1,170					▲ 1,170	
衛生費	予防費	感染症対策の推進(母子保健(定期予防接種))	▲ 2,500					▲ 2,500	
農林水産業費	水産業振興費	ウニ栽培漁業推進(エゾバフンウニ栽培漁業推進事業補助)	▲ 600				▲ 600		
商工費	商工業振興費	産業資金貸付	▲ 12,000				▲ 12,000		
商工費	観光費	“古くて新しいまち江差”観光振興(地域DMO)事業	▲ 2,610				▲ 2,700	90	
商工費	追分振興費	江差追分会運営補助	▲ 3,009				▲ 3,000	▲ 9	
商工費	自然公園管理費	海水浴場運営(令和7年度かもめ島海水浴場えびす浜整備工事)	▲ 1,980					▲ 1,980	
土木費	都市整備事業費	いにしえ街道分電盤柵更新事業	▲ 440				▲ 400	▲ 40	
消防費	常備消防費	行政組合分担金(常備消防費)	▲ 12,553					▲ 12,553	
消防費	非常備消防費	行政組合分担金(非常備消防費)	▲ 448					▲ 448	
教育費	教育振興費	学校用タブレット端末更新(小学校)	▲ 1,500		▲ 1,500				
教育費	学校給食費	学校給食費無償化事業(小学校)	▲ 700				▲ 700		
教育費	教育振興費	学校用タブレット端末更新(中学校)	▲ 800		▲ 800				
教育費	学校給食費	学校給食費無償化事業(中学校)	▲ 900				▲ 900		

令和7年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
教育費	生涯学習 推進費	生涯学習推進	▲ 200					▲ 200	
教育費	文化振興 費	芸術鑑賞事業	▲ 143				▲ 200	57	
教育費	体育施設 費	運動公園管理	▲ 400					▲ 400	
教育費	体育施設 費	水堀町民プール管理	▲ 90					▲ 90	
小計(減額補正)			▲ 59,721	▲ 9,705	▲ 3,775		▲ 23,500	▲ 22,741	
合計			69,871	▲ 9,372	▲ 3,775	79,800	▲ 23,000	26,218	

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地方交付税		2,819,902	17,528	2,837,430
	1地方交付税	2,819,902	17,528	2,837,430
13国庫支出金		703,549	9,372	694,177
	1国庫負担金	387,874	1,667	386,207
	2国庫補助金	302,523	7,705	294,818
14道支出金		340,975	3,775	337,200
	1道負担金	228,968	1,000	227,968
	2道補助金	94,710	2,300	92,410
	3委託金	17,297	475	16,822
16寄附金		264,801	500	265,301
	1寄附金	264,801	500	265,301
17繰入金		644,748	11,500	633,248
	1基金繰入金	644,748	11,500	633,248
19諸収入		149,306	3,310	145,996
	3貸付金元利収入	47,872	12,000	35,872
	6雜入	50,079	8,690	58,769
20町債		841,500	79,800	921,300
	1町債	841,500	79,800	921,300
歳入	合計	7,182,637	69,871	7,252,508

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,618,327	22,709	1,641,036
	1総務管理費	1,557,602	23,799	1,581,401
	3戸籍住民登録費	11,040	615	10,425
	5統計調査費	6,210	475	5,735
3民生費		1,760,413	354	1,760,059
	1社会福祉費	1,257,135	204	1,257,339
	2児童福祉費	503,278	558	502,720
4衛生費		524,851	1,941	522,910
	1保健衛生費	524,851	1,941	522,910
6農林水産業費		256,503	600	255,903
	3水産業費	42,747	600	42,147
7商工費		322,350	19,599	302,751
	1商工費	322,350	19,599	302,751
8土木費		608,806	69,901	678,707
	3河川費	52,681	70,000	122,681
	5都市計画費	172,013	99	171,914
9消防費		780,353	3,134	777,219
	1消防費	780,353	3,134	777,219
10教育費		712,852	2,889	715,741
	2小学校費	135,035	2,200	132,835
	3中学校費	72,512	1,700	70,812
	4社会教育費	89,026	6,302	95,328
	5保健体育費	165,670	487	166,157
歳出	合計	7,182,637	69,871	7,252,508

第2表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
土木費	河川費	豊部内川河床低下防止工事（中流及び下流）	107,902
消防費	消防費	Jアラート受信機更新及びアンテナ分離工事	9,867

第3表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
役場庁舎警備 (令和8年度役場庁舎警備委託)	令和7年度 ～ 令和8年度	1 4 , 5 8 6
情報周知・発信強化 (江差町公式LINEアカウント配信システム使用料)	令和7年度 ～ 令和8年度	9 2 2
役場庁舎管理 (令和8年度役場庁舎清掃委託)	令和7年度 ～ 令和8年度	4 , 4 0 0
ふるさと応援基金対策	令和7年度 ～ 令和8年度	江差町がふるさと納税事業に伴い事業者に支払う経費
権利擁護事業 (成年後見支援センター運営委託)	令和7年度 ～ 令和8年度	3 , 5 8 8
在宅型総合福祉施設管理 (まるやま及び生きがい交流センター清掃委託業務)	令和7年度 ～ 令和8年度	3 , 8 3 4
図書館システム運用	令和7年度 ～ 令和8年度	5 1 7
図書館事務 (書誌データ使用料 (TOOLi 利用料))	令和7年度 ～ 令和8年度	3 1 7

第4表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
Jアラート受信機更新及びアンテナ分離工事	9,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。

(変更)

単位：千円

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	豊部内川河床低下防止工事	48,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		118,000	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,819,902	17,528	2,837,430
13 国庫支出金	703,549	9,372	694,177
14 道支出金	340,975	3,775	337,200
16 寄附金	264,801	500	265,301
17 繰入金	644,748	11,500	633,248
19 諸収入	149,306	3,310	145,996
20 町債	841,500	79,800	921,300
歳入合計	7,182,637	69,871	7,252,508

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国道支出金	地 方 債	そ の 他		
2総務費	1,618,327	22,709	1,641,036	1,090		2,000	25,799	
3民生費	1,760,413	354	1,760,059	10,090		500	10,236	
4衛生費	524,851	1,941	522,910	333			2,274	
6農林水産業費	256,503	600	255,903			600		
7商工費	322,350	19,599	302,751			17,700	1,899	
8土木費	608,806	69,901	678,707		70,000	400	301	
9消防費	780,353	3,134	777,219		9,800		12,934	
10教育費	712,852	2,889	715,741	2,300		1,800	6,989	
歳出合計	7,182,637	69,871	7,252,508	13,147	79,800	23,000	26,218	

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,819,902	17,528	2,837,430
1 地方交付税	2,819,902	17,528	2,837,430
1 地方交付税	2,819,902	17,528	2,837,430
13 国庫支出金	703,549	9,372	694,177
1 国庫負担金	387,874	1,667	386,207
1 民生費国庫負担金	384,523	2,000	382,523
2 衛生費国庫負担金	3,351	333	3,684
2 国庫補助金	302,523	7,705	294,818
1 総務費国庫補助金	112,216	615	111,601
2 民生費国庫補助金	37,997	7,090	30,907
14 道支出金	340,975	3,775	337,200
1 道負担金	228,968	1,000	227,968
1 民生費道費負担金	225,446	1,000	224,446
2 道補助金	94,710	2,300	92,410
6 教育費道費補助金	18,975	2,300	16,675
3 委託金	17,297	475	16,822
1 総務費委託金	16,021	475	15,546
16 寄附金	264,801	500	265,301
1 寄附金	264,801	500	265,301
1 寄附金	264,801	500	265,301
17 繰入金	644,748	11,500	633,248
1 基金繰入金	644,748	11,500	633,248
4 ふるさと応援基金繰入金	265,583	9,100	256,483

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 地 方 交 付 税	17,528	普通交付税
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	2,000	障害者医療給付
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	333	妊婦のための支援給付事業費補助金
2 戸 簿 住 民 登 録 費 補 助 金	615	戸籍システム整備費補助金
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	7,090	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	1,000	障害者医療給付
4 小 学 校 費 補 助 金	1,500	北海道公立学校情報機器整備事業費補助金
5 中 学 校 費 補 助 金	800	北海道公立学校情報機器整備事業費補助金
3 統 計 調 査 費 委 託 金	475	各種統計調査委託金
1 寄 附 金	500	企業版ふるさと納税
1 ふるさと応援基金繰入金	9,100	子どもの未来応援事業分 1,000 エゾバフンウニ栽培漁業推進事業補助 600 “古くて新しいまち江差”観光振興（地域MD）事業 2,700 江差追分会運営補助 3,000 学校給食費無償化事業（小学校） 700 学校給食費無償化事業（中学校） 900 芸術鑑賞事業 200

款 項 目	補正前の額	補正額	計
6 歴史を生かすまちづくり基金繰入金	11,700	400	11,300
7 江差町かもめ島交流拠点づくり基金繰入金	10,200	2,000	8,200
19 諸収入	149,306	3,310	145,996
3 貸付金元利収入	47,872	12,000	35,872
1 貸付金元利収入	47,872	12,000	35,872
6 雑入	50,079	8,690	58,769
1 雑入	50,079	8,690	58,769
20 町債	841,500	79,800	921,300
1 町債	841,500	79,800	921,300
5 土木債	143,100	70,000	213,100
6 消防債	468,700	9,800	478,500
歳入合計	7,182,637	69,871	7,252,508

単位：千円

節			説明
区分	金額		
1 歴史を生かすまちづくり基金繰入金	400	いにしえ街道分電盤柵更新事業	
1 江差町かもめ島交流拠点づくり基金繰入金	2,000	北の江の島構想推進事業 (モニタリング支援業務)	
2 商工費貸付金償還金	12,000	産業資金貸付金	
2 雜入	8,690	過年度補助金返還金	
2 河川債	70,000	豊部内川河床低下防止工事(下流)	
1 消防債	9,800	Jアラート受信機更新及びアンテナ分離工事	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				國道支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	1,618,327	22,709	1,641,036	1,090		2,000	25,799	
1 総務管理費	1,557,602	23,799	1,581,401			2,000	25,799	
6 企画費	674,812	6,694	681,506			2,000	8,694	
10 諸費	18,236	17,105	35,341				17,105	
3 戸籍住民登録費	11,040	615	10,425	615				
1 戸籍住民登録費	11,040	615	10,425	615				
5 統計調査費	6,210	475	5,735	475				
1 統計調査総務費	6,210	475	5,735	475				
3 民生費	1,760,413	354	1,760,059	10,090		500	10,236	
1 社会福祉費	1,257,135	204	1,257,339	10,090		1,000	11,294	
1 社会福祉総務費	143,797	8,090	135,707	7,090		1,000		
3 老人福祉費	486,134	10,964	497,098				10,964	
4 国民年金事務費	179	401	580				401	
5 障害者福祉費	586,298	4,000	582,298	3,000			1,000	
6 介護支援施設費	25,934	929	26,863				929	
2 児童福祉費	503,278	558	502,720			500	1,058	

単位：千円

節		説明
区分	金額	
12 委託料	2,836	コミュニティプラザえさし清掃 146 コミュニティプラザえさしイベント企画等 600 モニタリング支援業務 2,090
18 負担金補助及び交付金	9,530	函館空港アクセス改善プラットフォーム負担金 608 生活交通路線等維持費補助 10,138
22 償還金利子及び割引料	17,105	令和6年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還 10,774 令和6年度障害者医療費国庫負担金返還 6,331
12 委託料	615	振り仮名の法改正に伴う通知書作成委託
1 報酬	950	各種統計調査員報酬
3 職員手当等	215	一般職 時間外勤務手当 66 会計年度任用職員 時間外勤務手当 149
10 需用費	690	消耗品費
18 負担金補助及び交付金	1,000	学習支援費用助成
19 扶助費	7,090	定額減税調整給付金不足額給付
18 負担金補助及び交付金	11,632	後期高齢者医療広域連合負担金
27 繰出金	668	介護保険特別会計繰出金 385 後期高齢者医療特別会計繰出金 1,053
12 委託料	401	国民年金システム改修委託
19 扶助費	4,000	更生医療給付
10 需用費	929	燃料費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				國道支出金	地 方 債	そ の 他		
3 常設保育所費	185,382	558	184,824			500	1,058	
4 衛生費	524,851	1,941	522,910	333			2,274	
1 保健衛生費	524,851	1,941	522,910	333			2,274	
2 予防費	62,048	1,941	60,107	333			2,274	
6 農林水産業費	256,503	600	255,903			600		
3 水産業費	42,747	600	42,147			600		
2 水産業振興費	25,128	600	24,528			600		
7 商工費	322,350	19,599	302,751			17,700	1,899	
1 商工費	322,350	19,599	302,751			17,700	1,899	
2 商工業振興費	122,250	12,000	110,250			12,000		
3 觀光費	119,275	2,610	116,665			2,700	90	
5 追分振興費	16,827	3,009	13,818			3,000	9	
7 自然公園管理費	24,478	1,980	22,498				1,980	
8 土木費	608,806	69,901	678,707		70,000	400	301	
3 河川費	52,681	70,000	122,681		70,000			
1 河川総務費	52,681	70,000	122,681		70,000			
5 都市計画費	172,013	99	171,914			400	301	
2 都市整備事業費	7,014	99	6,915			400	301	
9 消防費	780,353	3,134	777,219		9,800		12,934	
1 消防費	780,353	3,134	777,219		9,800		12,934	
1 常備消防費	256,049	12,553	243,496				12,553	
2 非常備消防費	25,918	448	25,470				448	
4 災害対策費	489,255	9,867	499,122		9,800		67	

単位：千円

節		説明
区分	金額	
17 備品購入費	558	冷凍冷蔵庫 自動体外式除細動器（AED） 1,170 612
12 委託料	1,941	定期予防接種 健康管理システム改修 2,500 559
18 負担金補助及び交付金	600	エゾバフンウニ栽培漁業推進事業補助
20 貸付金	12,000	産業資金貸付
18 負担金補助及び交付金	2,610	北海道江差観光みらい機構運営補助 ぶらっと江差運営事業補助 610 2,000
18 負担金補助及び交付金	3,009	江差追分会運営費補助
14 工事請負費	1,980	海水浴場清掃整地砂運搬工事
14 工事請負費	70,000	豊部内川河床低下防止工事（下流）
10 需用費	341	燃料費 光熱水費 167 174
14 工事請負費	440	いにしえ街道分電盤柵更新
18 負担金補助及び交付金	12,553	檜山広域行政組合分担金 常備消防費負担金
18 負担金補助及び交付金	448	檜山広域行政組合分担金 消防団員携帯用投光器整備
14 工事請負費	9,867	Jアラート受信機更新及びアンテナ分離工事

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				國道支出金	地 方 債	そ の 他		
10 教育費	712,852	2,889	715,741	2,300		1,800	6,989	
2 小学校費	135,035	2,200	132,835	1,500		700		
2 教育振興費	23,597	1,500	22,097	1,500				
3 学校給食費	11,681	700	10,981			700		
3 中学校費	72,512	1,700	70,812	800		900		
2 教育振興費	17,092	800	16,292	800				
3 学校給食費	8,656	900	7,756			900		
4 社会教育費	89,026	6,302	95,328			200	6,502	
3 生涯学習推進費	5,757	200	5,557				200	
4 文化会館管理費	57,371	6,645	64,016				6,645	
5 文化振興費	1,266	143	1,123			200	57	
5 保健体育費	165,670	487	166,157				487	
2 体育施設費	19,563	487	20,050				487	
歳 出 合 計	7,182,637	69,871	7,252,508	13,147	79,800	23,000	26,218	

単位：千円

節		説 明
区分	金額	
17 備品購入費	1,500	タブレット端末
18 負担金補助及び交付金	700	学校給食費無償化補助
17 備品購入費	800	タブレット端末
18 負担金補助及び交付金	900	学校給食費無償化補助
7 報償費	200	講師謝礼・記念品他
10 需用費	1,430	吸収式冷温水発生機修繕
12 委託料	5,215	文化会館 指定管理
13 使用料及び賃借料	143	演劇鑑賞バス借上
7 報償費	200	施設管理謝礼
10 需用費	687	光熱水費 運動公園テニスコート中央フェンス柱修繕 290 977

(4) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
役場庁舎警備委託	14,586			令和7 ～ 8	14,586				14,586
江差町公式LINEアカウント配信システム使用料	922			令和7 ～ 8	922				922
役場庁舎清掃委託	4,400			令和7 ～ 8	4,400				4,400
ふるさと応援寄附金対策	江差町がふる さと納税事業 に伴い事業者 に支払う経費			令和7 ～ 8	限度額に 同じ				限度額に 同じ
成年後見支援センター 運営委託	3,588			令和7 ～ 8	3,588				3,588
まるやま及び生きがい 交流センター清掃委託	3,834			令和7 ～ 8	3,834				3,834
図書館システム運用	517			令和7 ～ 8	517				517
書誌データ使用料 (TOOLi利用料)	317			令和7 ～ 8	317				317

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額	
1 普通債	1,887,026	2,275,418	667,800	124,833	2,818,385
(6) 土木債	517,492	711,838	183,400	26,007	869,231
(8) 消防債	106,300	174,360	478,500	16,440	636,420
合計	補正前の額	5,664,690	5,732,468	841,500	481,139
	補正額			79,800	0
	補正後の額	5,664,690	5,732,468	921,300	481,139
					6,172,629

(6) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)		
補正前	長等	3	20,976	8,042 4.60		322		29,340	6,101	35,441
	議員	12	26,436	5,508 2.50				31,944	7,236	39,180
	その他の特別職	306	20,893					20,893		20,893
	計	321	47,329	20,976	13,557		322	82,177	13,337	95,514
補正額	長等									
	議員									
	その他の特別職		▲950					▲950		▲950
	計		▲950					▲950		▲950
補正後	長等	3	20,976	8,042 4.60		322		29,340	6,101	35,441
	議員	12	26,436	5,508 2.50				31,944	7,236	39,180
	その他の特別職	306	19,943					19,943		19,943
	計	321	46,379	20,976	13,557		322	81,227	13,337	94,564

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)			
補正前	94	376,906	284,123	661,029	126,839	787,868	
補正額				▲66	▲66	▲66	
補正後	94	376,906	284,057	660,963	126,839	787,802	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	9,536	7,846	86,173	72,759	13,730	30,125	2,760	6,535	6,500
補正額							▲66			
	補正後	9,536	7,846	86,173	72,759	13,730	30,059	2,760	6,535	6,500
補正後	区分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備考				
	補正前			161	47,998					
補正額										
	補正後			161	47,998					

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	96	100,287	105,264	63,046	217,034	50,127	257,862	
補正額				▲149	▲149		▲149	
補正後	96	100,287	105,264	62,897	268,448	50,127	318,575	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前			22,536	16,868		9,372	2,456		750
補正額							▲149			
	補正後			22,536	16,868		9,223	2,456		750
補正後	区分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備考				
	補正前				11,064					
補正額										
	補正後				11,064					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給 料		給与改定に 伴う増減分			
		昇給に伴う 増減分			
		その他の 増減分			
職員手当	▲66	制度改正に 伴う増減分			
		その他の 増減分	▲66	各種統計調査 時間外勤務手当	令和7年度国勢調査

議案第 7 号

令和 7 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,087 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 739,358 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 11 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 7 年度江差町国民健康保険費特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和7年度 国民健康保険費特別会計 補正予算構成表

(単位:千円)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4国 庫 支 出 金		1	1,086	1,087
	1国 庫 補 助 金	1	1,086	1,087
8繰 越 金		412	1	413
	1繰 越 金	412	1	413
歳 入	合 計	738,271	1,087	739,358

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		45,933	1,087	47,020
	1総務管理費	27,544	1,087	28,631
歳出合計		738,271	1,087	739,358

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4 国 庫 支 出 金	1	1,086	1,087
8 繰 越 金	412	1	413
歳 入 合 計	738,271	1,087	739,358

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国道支出金	地 方 債	そ の 他		
総務費	45,933	1,087	47,020	1,086			1	
歳出合計	738,271	1,087	739,358	1,086	0	0	1	

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	1	1,086	1,087
1 国庫補助金	1	1,086	1,087
2 国民健康保険事業費補助金	0	1,086	1,086
8 繰越金	412	1	413
1 繰越金	412	1	413
1 繰越金	412	1	413
歳入合計	738,271	1,087	739,358

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 国民健康保険事業費補助金	1,086	子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備等交付金
1 前年度繰越金	1	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				國道支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総務費	45,933	1,087	47,020	1,086			1	
1 総務管理費	27,544	1,087	28,631	1,086			1	
1 一般管理費	27,131	1,087	28,218	1,086			1	
歳 出 合 計	738,271	1,087	739,358	1,086	0	0	1	

単位：千円

区 分	金 額	節	説 明
12 委 託 料	1,087	国民健康保険システム改修（制度改正対応）	

議案第8号

令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ698千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和7年度 後期高齢者医療特別会計 補正予算構成表

(単位:千円)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3国 庫 支 出 金		435	1,751	2,186
	2国 庫 補 助 金	0	1,751	1,751
4繰 入 金		50,832	1,053	49,779
	1—般会計繰入金	50,832	1,053	49,779
歳 入 合 計		146,232	698	146,930

歳 出

単位：千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1総務費		3,671	1,752	5,423
	2徴 収 費	1,998	1,752	3,750
2後期高齢者医療広域連合納付金	1後期高齢者医療広域連合納付金	142,211	1,054	141,157
		142,211	1,054	141,157
歳 出	合 計	146,232	698	146,930

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	435	1,751	2,186
4 繰入金	50,832	1,053	49,779
歳入合計	146,232	698	146,930

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国道支出金	地 方 債	そ の 他		
総務費	3,671	1,752	5,423	1,751		1		
2後期高齢者医療広域連合納付金	142,211	1,054	141,157			1,054		
歳出合計	146,232	698	146,930	1,751	0	1,053	0	

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	435	1,751	2,186
2 国庫補助金	0	1,751	1,751
1 後期高齢者医療事業費補助金	0	1,751	1,751
4 繰入金	50,832	1,053	49,779
1 一般会計繰入金	50,832	1,053	49,779
1 事務費繰入金	9,082	1,053	8,029
歳入合計	146,232	698	146,930

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 後期高齢者医療事業費補助金	1,751	子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備等交付金
1 事務費繰入金	1,053	事務費繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				國道支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総務費	3,671	1,752	5,423	1,751		1		
2 徴収費	1,998	1,752	3,750	1,751		1		
1 徴収費	1,998	1,752	3,750	1,751		1		
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	142,211	1,054	141,157			1,054		
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	142,211	1,054	141,157			1,054		
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	142,211	1,054	141,157			1,054		
歳 出 合 計	146,232	698	146,930	1,751	0	1,053	0	

単位：千円

節		説明
区分	金額	
12 委託料	1,752	後期高齢者医療システム改修（制度改正対応）
18 負担金補助及び交付金	1,054	広域連合事務費負担金

議案第9号

令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,255,508千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,250,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和7年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和7年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7繰 入 金		204,892	385	205,277
	1一般会計繰入金	200,288	385	200,673
歳 入	合 計	1,250,519	385	1,250,904

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		45,165	385	45,550
	1総務管理費	24,665	385	25,050
歳出合計		1,250,519	385	1,250,904

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
一般介護予防事業（まるやまトレンジングコーナー管理運営業務）	令和7年度 ～ 令和8年度	3, 464
一般介護予防事業（いきいき健康教室・転ばん塾等委託業務）	令和7年度 ～ 令和8年度	4, 462
一般介護予防事業（がっつり運動教室委託業務）	令和7年度 ～ 令和8年度	1, 146
一般介護予防事業（生活総合機能改善機器一式賃貸借）	令和7年度 ～ 令和8年度	436

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	204,892	385	205,277
歳入合計	1,250,519	385	1,250,904

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国道支出金	地 方 債	そ の 他		
総務費	45,165	385	45,550			385		
歳出合計	1,250,519	385	1,250,904	0	0	385	0	

(2) 歳入(保険事業勘定)

款 項 目	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	204,892	385	205,277
1 一般会計繰入金	200,288	385	200,673
5 その他一般会計繰入金	38,100	385	38,485
歳入合計	1,250,519	385	1,250,904

単位：千円

(3) 岁出(保険事業勘定)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国道支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総務費	45,165	385	45,550			385		
1 総務管理費	24,665	385	25,050			385		
1 一般管理費	24,665	385	25,050			385		
歳 出 合 計	1,250,519	385	1,250,904	0	0	385	0	

単位：千円

区 分	金 額	節	説 明
12 委 託 料	385	介護保険システム改修（制度改正対応）	

(4) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
一般介護予防事業（まるやまトレーニングコーナー管理運営業務）	3,464			令和7 ～ 8	3,464				3,464
一般介護予防事業（いきいき健康教室・転ばん塾等委託業務）	4,462			令和7 ～ 8	4,462				4,462
一般介護予防事業（がっつり運動教室委託業務）	1,146			令和7 ～ 8	1,146				1,146
一般介護予防事業（生活総合機能改善機器一式賃貸借）	436			令和7 ～ 8	436				436

議案第10号

令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

（総則）

第1条 令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 予算第4条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）				
款	項	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
1 資本的収入		200,211	11,400	211,611
	1 企業債	102,900	11,400	114,300

（単位：千円）				
款	項	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
1 資本的支出		306,200	11,400	317,600
	1 建設改良費	165,000	11,400	176,400

（企業債の補正）

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

企業債の目的	限度額	
	補正前	補正後
下水道事業債	58,500	69,900

令和7年12月11日 提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

令和7年度江差町公共下水道事業会計予算の調整後に生じた理由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたため。

1. 令和7年度江差町公共下水道事業会計予算実施計画

(収益的支出)		(単位:千円)		
款	項	目	既定予定額	補正予定額
		計		
1. 資本的収入			200,211	11,400
	1. 企業債		102,900	11,400
		1. 企業債	102,900	11,400

(収益的支出)		(単位:千円)		
款	項	目	既定予定額	補正予定額
		計		
1. 資本的支出			306,200	11,400
	1. 建設改良費		165,000	11,400
		4. 管渠建設改良費	83,000	11,400

2. 令和7年度公共下水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュフロー

当期純損益	62,312,000
減価償却費	87,739,000
固定資産除却費	10,000,000
賞与引当金の増減額	△ 326,000
貸倒引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 50,729,000
受取利息及び配当金	△ 1,000
支払利息等	14,800,000
未収金の増減額 (△は増加)	1,800,000
未払金の増減額 (△は減少)	△ 11,372,000
たな卸資産の増減額	0
小計	114,223,000
利息及び配当金の受取額	1,000
利息の支払額	△ 14,800,000
業務活動によるキャッシュフロー	99,424,000

2 投資活動によるキャッシュフロー

有形固定資産の取得による支出	△ 159,900,000
固定資産売却による収入	0
国庫補助金等による収入	60,300,000
負担金等による収入	27,279,000
投資活動によるキャッシュフロー	△ 72,321,000

3 財務活動によるキャッシュフロー

一時借入金による収入	0
一時借入金の返済による支出	0
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	114,300,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 141,200,000
財務活動によるキャッシュフロー	△ 26,900,000

資金増加額 (又は減少額)	203,000
資金期首残高	1,534,000
資金期末残高	1,737,000

3. 固定負債		部	千円
(1) 企業債	イ 企業債		
イ 企業債合計			
固定負債合計			<u>1,049,184</u>
4. 流動負債			
(1) 借入金	イ 企業債		
イ 合計			<u>140,790</u>
(2) 未払金			
イ 営業未払金			13,142
口 消費税未払金			
未払金合計			13,142
(3) 引当金			
イ 賞与引当金			
口 貸倒引当金			
引当金合計			876
(4) 預り金	イ 契約保証金		
預り金合計			0
流動負債合計			876
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金			3,329,880
(2) 長期前受金収益化累計額			<u>△1,559,126</u>
繰延収益合計			<u>1,770,754</u>
負債合計			<u>2,974,746</u>

6. 資本金	資本部	千円	千円
(1) 自己資本金			
イ 固有資本金			
口 組入資本金			
自己資本金合計		121,517	<u>121,517</u>
資本金合計			
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額			
口 工事負担金			
八 補助金			
資本剰余金合計		0	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金			
利益剰余金合計			
口 利益剰余金合計			
剰余金合計			
資本合計			
負債資本合計			